

三木市記者発表資料 (令和3年4月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民協働課	課長 小田康輔 (内線 2420)	市民交流係	0794-82-2000 (内線 2497)

タイトル
市民活動支援事業を募集 ～市民協働のまちづくりをめざして～

内 容
<p>公益的な社会貢献に係る分野における市民活動の立上げ支援として、年間 12 回以上の自主的な活動を行う設立 2 年未満の団体に対して、事業に要する経費を助成します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛した団体に対しては、設立 3 年未満も認める特例を設けています。</p> <p>1 対象となる団体</p> <p>次のいずれかに該当する団体</p> <ul style="list-style-type: none">・設立 2 年未満 (4 月 1 日時点) で今まで支援金を受けていない・特例※に該当する場合は設立 3 年未満 (4 月 1 日時点) で今まで支援金を受けていない・立上げ支援型支援金を 2 回まで受けたことがある <p>※新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛により、令和 2 年度の活動が実施できなく 1 回目の申請を逸した場合</p> <p>2 支援金の上限額及び回数 1 回目 10 万円、2 回目以降 5 万円 (2 回のみ)</p> <p>3 受付期間 5 月 6 日 (木) ～6 月 30 日 (水)</p> <p>4 応募方法</p> <p>市役所 2 階市民協働課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し各窓口にて申請してください。</p>

セールスポイント

<p>市民活動支援事業は、市民の自主的・自立的な公益活動に対する支援により、市民と市との協働と参画のまちづくりの推進を図り、市民の福祉の増進に資することを目的とし、平成 18 年度に創設しており、現在の新規団体の立上げ支援制度は、平成 30 年度から開始しています。経過措置として設けていた改正前の制度による助成は、令和 2 年度で終了しましたが、市全体での新たな市民活動への支援策の検討により、ふれあいサロン活動、障がい者支援団体の活動、子育て支援団体の活動や花のあるまちづくり活動等の新たな支援制度を創設しています。</p>
--